

千葉県警察カラーガード隊運用要綱の制定について

平成3年6月18日例規（広）第24号

警察本部長

〔沿革〕 平成14年4月例規（警）第40号 平成17年12月例規（警）第49号
平成22年4月例規（広）第15号 平成28年6月例規（広）第28号
各部長・参事官・所属長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成3年7月1日から実施するので、誤りのないようになされたい。

別添

千葉県警察カラーガード隊運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、千葉県警察音楽隊の運用に関する訓令（昭和54年本部訓令第13号。以下「訓令」という。）第3条第3項の規定により、千葉県警察カラーガード隊（以下「カラーガード隊」という。）の編成及び運用に関し必要な事項を定める。

第2 任務

カラーガード隊は、旗操法等を通じて警察広報の効果を高めることを任務とする。

第3 編成

- 1 カラーガード隊に、チーフ及び隊員を置く。
- 2 チーフは、隊員の中から総務部長が指定する。
- 3 隊員は、女性職員の中から総務部長が指定する。
- 4 チーフ及び隊員の任期は、総務部長の指定に始まり、指定解除により満了する。
- 5 指定及び指定解除の発令は、別に定めるところによるものとする。

第4 隊員の心構え

隊員は、カラーガード隊員として誇りと自覚を持ち、常に技術の研修に努め、一致協力して活動しなければならない。

第5 派遣基準

カラーガード隊は、次に掲げる行事で、警察広報に効果があると認められる場合に派遣するものとする。

- (1) 千葉県警察が主催する行事
- (2) 千葉県警察が後援し、又は支援する行事
- (3) 地方公共団体が主催する行事
- (4) 公共的団体が主催する営利を目的としない行事
- (5) その他本部長が必要と認める行事

第6 派遣要請

カラーガード隊の派遣要請は、音楽隊派遣要請の例による。

第7 運用

- 1 カラーガード隊は、教養訓練及び活動計画に基づき運用する。
- 2 総務部広報県民課長（以下「主管課長」という。）は、隊員の所属の長（以下「関係所属長」という。）と協議し、毎月25日までに翌月の教養訓練及び活動計画を策定し、通知しなければならない。
- 3 主管課長は、カラーガード隊の任務を達成するために必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず関係所属長と協議して隊員を招集し、運用することができる。
- 4 主管課長及び関係所属長は、相互に緊密な連携を保ち、カラーガード隊の円滑かつ効果的な運用に配慮しなければならない。

第8 備付簿冊

音楽隊長は、カラーガード隊に次に掲げる簿冊を備付け、整理保存しなければならない。

- (1) 隊員名簿 (別記第 1 号様式)
- (2) 勤務日誌 (別記第 2 号様式)

以下 別記様式省略